

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

警察庁丙会発第81号、丙技企発第55号
令 和 6 年 4 月 1 日
警 察 庁 長 官 官 房 長

都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する
内閣府令の定めに従い無償使用させる警察通信用物品の品目について（通達）

都道府県警察に無償使用させる警察通信用物品の品目については、「都道府県警察に
無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する総理府令の定めに従い
無償使用させる通信用物品の品目について」（平成31年3月29日付け警察庁丙会発第22
号、警察庁丙情企発第75号）により実施してきたところであるが、今後、「都道府県警
察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する要綱の改正につい
て（依命通達）」（令和6年4月1日付け警察庁乙官発第7号）に基づき、都道府県警察
に無償使用させる警察通信用物品の品目は、下記のとおりとするので遺憾のないように
されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

警察通信用物品の品目

電話交換装置	電話端末装置
指令装置	伝送装置
無線送受信装置	交通監視装置
空中線装置	電源装置
データ通信装置	

本件担当：警察庁長官官房
会計課物品管理係(800-2256)
技術企画課経理係(800-6046)